

令和4年度第2回碧南市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和5年2月3日（金）

午後1時30分から

場所：碧南市役所 2階 談話室3

1 あいさつ

2 議題

(1) 地域包括支援センター事業評価について（資料1・2・3）P. 1～

(2) 令和5年度地域包括支援センター運営方針について（資料4）P. 7～

(3) 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所の承認について（資料5）P. 17

3 その他

資料 1

令和3年度 地域包括支援センターの事業評価に関する全国集計結果(比較)

		R3年度			R2年度※南部はR3年5月頃		
		全国調査 結果	社協包括	東部包括	南部包括	北部包括	東部包括
センター項目							
1 組織運営体制等	(1) 組織運営管理体制等						
	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	94.8%	○	○	○	94.4%	○
	2 事業計画に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	88.2%	○	○	○	86.7%	○
	3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	96.4%	○	○	○	95.5%	○
	4 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	94.4%	○	○	○	92.8%	○
	5 市町村から、担当区域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	97.9%	○	○	○	97.2%	○
	6 把握した担当区域の現状やニーズにおける重点項目を設定しているか。	85.8%	○	○	○	84.0%	×
	7 3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置しているか。	61.3%	○	×	×	60.8%	○
	8 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	70.9%	○	○	○	69.3%	○
	9 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(OFF-JT)を実施しているか。	79.9%	○	×	○	77.0%	○
	10 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	70.4%	○	○	○	68.8%	○
	11 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	74.2%	○	○	○	72.5%	○
	12 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	97.7%	○	○	○	96.7%	○
	平均点数・個数	10.1	12	10	11	10.0	11
	平均点数・% (2)個人情報の管理	84.3%	100.0%	83.3%	91.7%	83.0%	91.7%
	13 個人情報保護にに関する市町村の取扱方針に従つて、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	93.4%	○	○	○	92.0%	×
	14 個人情報を扱った場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	90.4%	○	○	○	88.9%	×
	15 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	94.4%	○	○	○	93.0%	×
	16 個人情報の持出・開示時は、管理体制への記載と確認を行っているか。	73.1%	×	○	○	70.1%	×
	平均点数・個数	3.5	3	3	4	3.4	0
	平均点数・% (3)利用者満足の向上	87.9%	75.0%	75.0%	100.0%	86.0%	0.0%
	17 市町村の方針に沿つて、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応基準について記録しているか。	96.7%	○	○	○	95.6%	○
	18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	96.8%	○	○	○	96.5%	○
	19 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	96.1%	○	○	○	95.5%	○
	平均点数・個数	2.9	3	3	3	2.9	3
	平均点数・% 1合計	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	95.9%	100.0%
	1合計 平均点数・個数	16.5	18	16	18	16.3	14
	1合計 平均点数・% 2個別業務	89.6%	94.7%	84.2%	94.7%	85.6%	73.7%
	(1)総合相談支援						
	20 地域における関係機関、関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	95.0%	○	○	○	94.4%	○
	21 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	77.4%	○	○	○	73.4%	○
	22 相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	94.9%	○	○	○	94.3%	○
	23 1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	98.6%	○	○	○	97.9%	○
	24 相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があつたか。	96.3%	○	○	○	95.6%	○
	25 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	86.8%	○	○	○	95.0%	○
	平均点数・個数	5.5	6	6	6	5.5	6
	平均点数・% 1合計	91.5%	100.0%	100.0%	100.0%	91.8%	100.0%
	1合計 平均点数・%	6	4	4	4	6	4

(2) 権利擁護	26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。									
	27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	85.0%	○	○	○	83.2%	×	×	東部包括	西部包括
28 センターマまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する会議や、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	97.5%	○	○	○	96.8%	○	○	○	○	○
29 消費者被害に關し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	97.0%	○	○	○	96.2%	○	○	○	○	○
30 消費者被害に関する情報を、民主委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	97.4%	○	○	○	90.9%	○	○	○	○	○
		平均点数・個数	4.6	5	5	4.5	4	4	5	
		平均点数・%	91.0%	100.0%	100.0%	90.3%	80.0%	80.0%	東部包括	西部包括
		平均点数・% (2)	85.0%	○	○	83.2%	×	×	東部包括	西部包括
		平均点数・% (3)	97.5%	○	○	96.8%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (4)	97.0%	○	○	96.2%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (5)	97.4%	○	○	90.9%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (6)	97.0%	○	○	90.3%	80.0%	80.0%	東部包括	西部包括
		平均点数・% (7)	91.0%	100.0%	100.0%	90.3%	80.0%	80.0%	東部包括	西部包括
		平均点数・% (8)	85.0%	○	○	83.2%	×	×	東部包括	西部包括
		平均点数・% (9)	97.5%	○	○	96.8%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (10)	97.0%	○	○	96.2%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (11)	97.4%	○	○	90.9%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (12)	97.0%	○	○	90.3%	80.0%	80.0%	東部包括	西部包括
		平均点数・% (13)	91.0%	100.0%	100.0%	90.3%	80.0%	80.0%	東部包括	西部包括
		平均点数・% (14)	85.0%	○	○	83.2%	×	×	東部包括	西部包括
		平均点数・% (15)	97.5%	○	○	96.8%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (16)	97.0%	○	○	96.2%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (17)	97.4%	○	○	90.9%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (18)	97.0%	○	○	90.3%	80.0%	80.0%	東部包括	西部包括
		平均点数・% (19)	91.0%	100.0%	100.0%	90.3%	80.0%	80.0%	東部包括	西部包括
		平均点数・% (20)	84.5%	○	○	83.2%	×	×	東部包括	西部包括
		平均点数・% (21)	89.0%	○	○	88.9%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (22)	90.9%	○	○	89.1%	○	○	東部包括	西部包括
		平均点数・% (23)	4.3	5	5	4.1	4	4	5	3
		3計 平均点数・個数	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 点数・%	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (24)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (25)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (26)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (27)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (28)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (29)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (30)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (31)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (32)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (33)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (34)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (35)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (36)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (37)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (38)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (39)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (40)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (41)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (42)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (43)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (44)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (45)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (46)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (47)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (48)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (49)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (50)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (51)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (52)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (53)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (54)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括
		3計 平均点数・% (55)	86.9%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	東部包括	西部包括

令和3年度 市町村と地域包括支援センターの事業評価に関する集計結果(比較)

1 組織運営体制等		【市町村指標】				【センター指標】			
(1) 組織運営体制		市	社協包括	東部包括	南部包括	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。
1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターへの運営方針、センターへの支援、指導の内容を改善したか。	○	○	○	○	○	○	○	○
4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
5	センターに対して、担当区域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
6	センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準する者は含まない)が配置されているか。	×	○	×	×	○	○	○	○
7	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
8	センターにに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
9	センターにに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
10	市町村の広報紙やホームページなどで、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 個人情報の管理		個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。				○	○	○	○
11	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
12	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 利用者満足の向上		苦情内容の記録等、苦情対応に当たって、センターが個人情報保護方針に従って、センターが個人情報保護方針に沿って、センターが個人情報保護方針を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。				市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	相談者のプライバシー確保に関する環境整備に沿って、市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境整備に沿って、市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	相談者のプライバシー確保に関する環境整備に沿って、市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備しているか。
2 個別業務		(1) 総合相談支援				○	○	○	○
13	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	×	○	○	○	○	○	○	○
14	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	○	○	○	○	○	○	○
15	いるか。	×	○	○	○	○	○	○	○
(1) 総合相談支援		センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。				○	○	○	○
16	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○

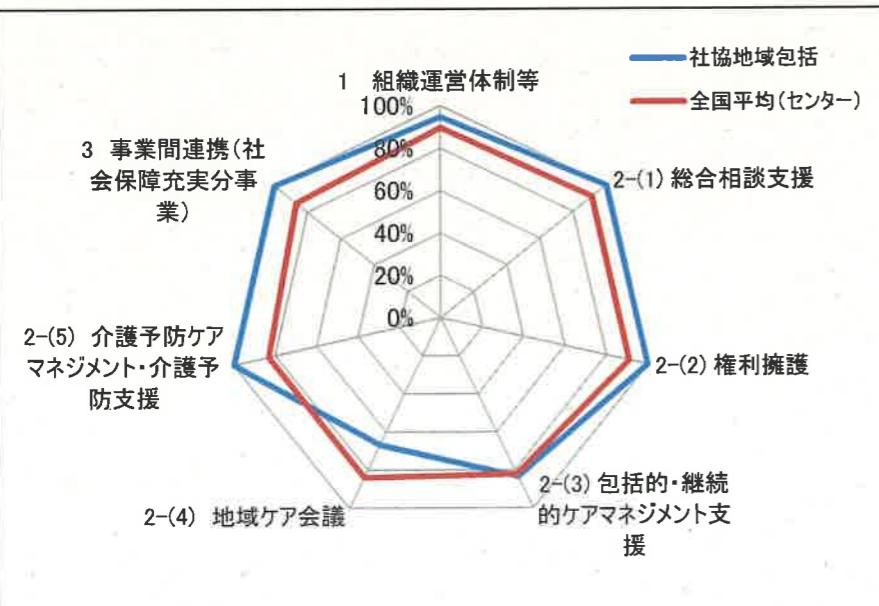
	17	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	相談事例の分類方法を、市町村と共に定めているか。	
	18	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	
	19	センターからの相談事例に対する支援要請に対応したか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があつたか。	
	20	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	
(2)	権利擁護				
	21	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	
	22	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑わせる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑わせる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	
	23	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行なう会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行なう会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	
	24	消費生活に関する相談窓口及び警察に対する相談窓口及び警察に対する相談窓口を実行しているか。	×	消費者窓口に関する相談窓口及びセンターが受けた相談内容について、消費生活中に実行する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援				
	25	日常生活圏毎ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	
	26	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討等の開催計画を作成しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	
	27	介護支援専門員を対象に、包括的・総合的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域ケア会議等を開催しているか。	
	28	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けていているか。	○ × ○ ○ ○ ○	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	
	29	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	
(4)	地域ケア会議				
	30	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村に示しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	
	31	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○ × ○ ○ ○ ○	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	
	32	センター主催の個別事例について検討しているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	
	33	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	
	34	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが市町村が主催する地域ケア会議ににおける個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○ × ○ ○ ○ ○	センター主催の地域ケア会議において、個人情報の取扱方針に基づき、センターが市町村から示された地域ケア会議でおこなっているか。	
	35	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	
	36	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	×	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	

37	センター主催の地域課題に関する地域ケア会議に参加しているか。	○	×	○	○	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関する検討しているか。
38	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	○	○	○	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。
(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援						
39	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	○	○	○	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。
40	センター・介護支援専門員・生活支援コーディネーター・協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	○	○	○	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。
41	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	○	×	○	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。
42	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	○	○	○	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。
43	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	○	○	○	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。
3 事業間連携(社会保障充実分)						
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	○	○	○	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	○	○	○	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催を行うか。	○	○	○	○	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	○	○	○	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。
59	生活支援コーディネーター・協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	○	○	○	生活支援コーディネーター・協議体とセンターの連携・調整が図られているか。

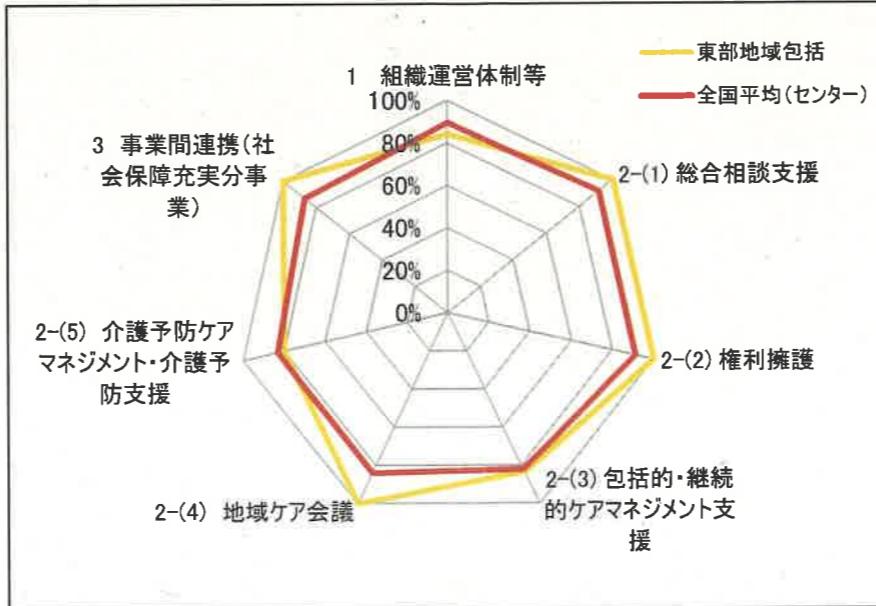
令和3年度 地域包括支援センター事業評価結果

各地域包括支援センターと全国平均の比較

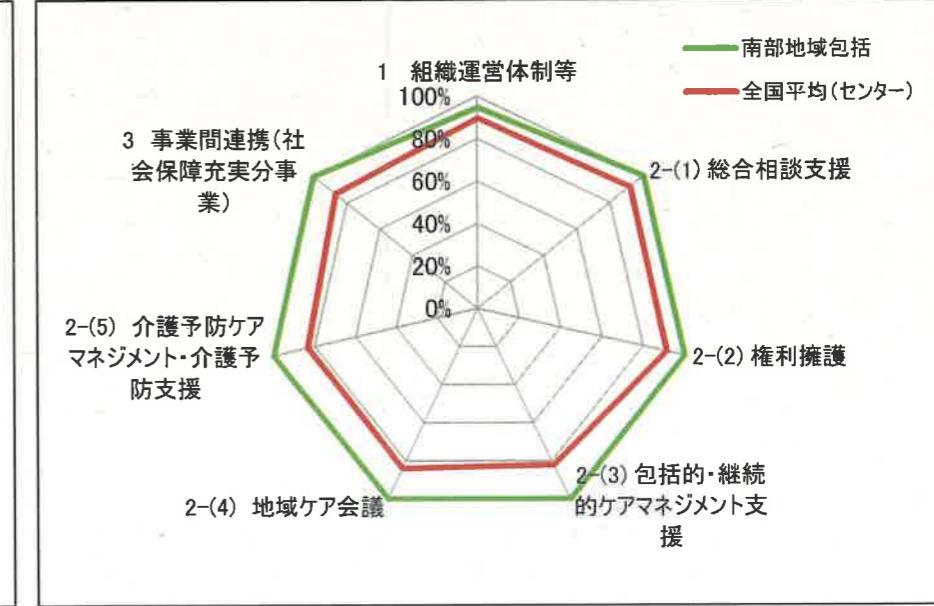
【碧南社協地域包括支援センター】



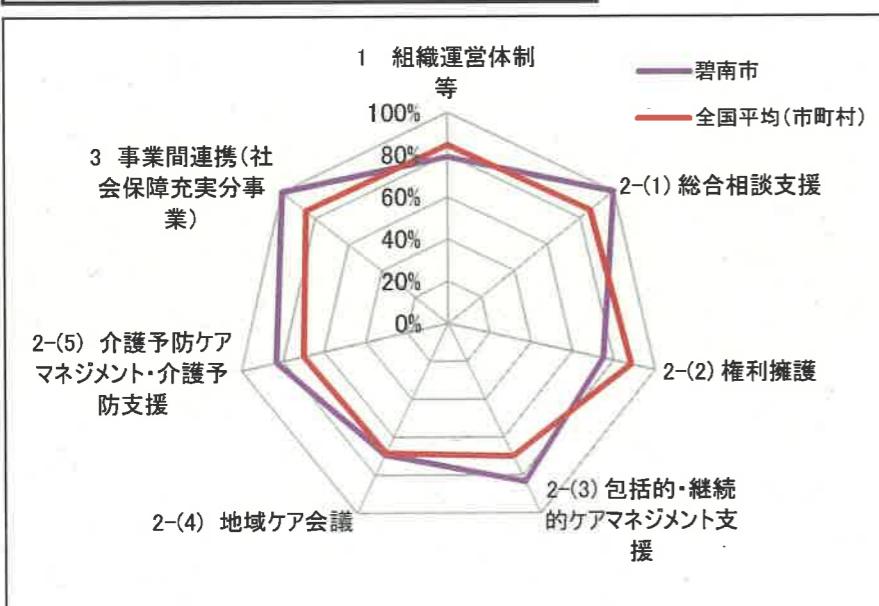
【碧南東部地域包括支援センター】



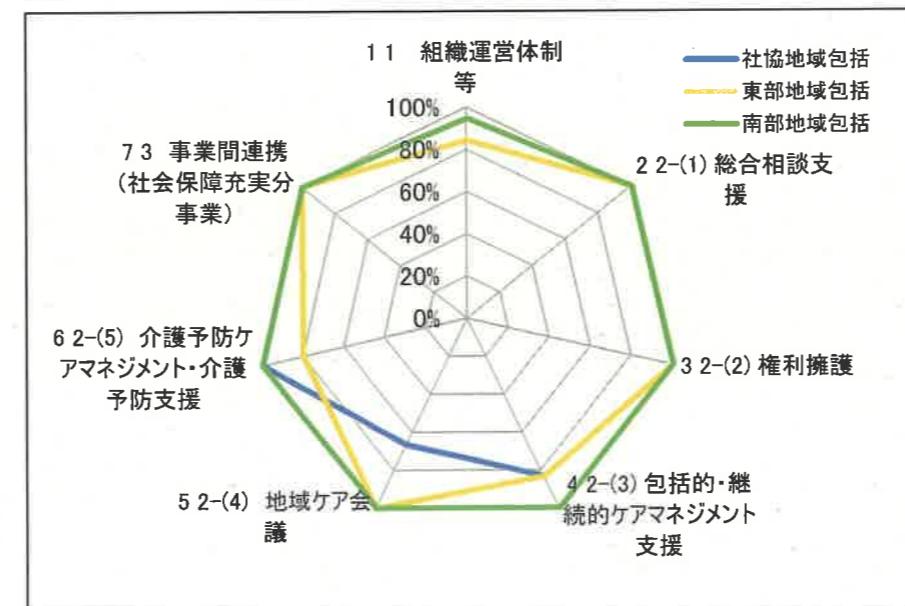
【碧南南部地域包括支援センター】



碧南市と全国平均の比較(体制)



各地域包括支援センターの比較



令和 5 年度
地域包括支援センター運営方針

碧南市

目次

I	運営方針策定の趣旨	3
II	地域包括支援センターの意義・目的	3
III	運営上の基本的考え方や理念	3
1	当事者重視の視点	3
2	公益性の視点	3
3	地域性の視点	3
4	協働性の視点	3
5	市と地域包括支援センターの連携	4
IV	業務推進の指針	4
1	共通事項	4
(1)	事業計画の策定	4
(2)	設置場所等	4
(3)	職員の体制	4
(4)	職員の姿勢	5
(5)	きめ細やかな相談、支援、記録の実施	5
(6)	地域包括支援センター全体のスキルアップ	5
(7)	行政機関との連携強化	5
(8)	広報活動	5
(9)	個人情報の保護	5
(10)	苦情対応	6
2	包括的支援事業	6
(1)	総合相談支援業務	6
ア	実態把握	6
イ	総合相談業務	6
ウ	ネットワーク構築	6
(2)	権利擁護業務	6
ア	高齢者虐待の予防活動	6
イ	高齢者虐待の早期発見、早期介入	6
ウ	成年後見制度等の利用支援等	7
エ	消費者被害への相談支援	7
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	7
ア	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	7
イ	介護支援専門員に対する支援	7
(ア)	日常的個別指導・相談	7
(イ)	事例検討会、研修会の実施	7

(イ) 支援困難事例等への指導・助言	7
(エ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	
(4) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業（要支援者を除く。））	8
3 地域包括ケアシステム推進体制の構築	8
(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	8
(2) 介護予防の推進	8
(3) 地域ケア会議	8
(4) 在宅医療と介護の連携強化	8
(5) 認知症高齢者地域支援体制の構築	8
ア 認知症ケアパスの普及推進	8
イ 認知症地域支援推進員の配置と認知症初期集中支援チームとの連携	9
ウ 認知症高齢者声かけ訓練の実施	9
(6) 生活支援体制整備事業の実施	9
(7) 災害時の介護サービスの提供支援	9
4 指定介護予防支援	9
5 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業（要支援者に限る。））	9

I 運営方針策定の趣旨

この「地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方、理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者的心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。(介護保険法第115条の46)

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が、地域において切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた中核機関としての役割が求められています。

このことを踏まえ、地域包括支援センターの設置責任主体である碧南市（以下「市」という。）は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要があります。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を發揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保します。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 当事者重視の視点

地域包括支援センターは、常に高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が自立した生活を継続できることを目標に一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。

2 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し適切な事業運営を行います。

3 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等を通じて地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

4 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支えます。

地域の保健・医療・福祉の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りな

がら活動します。

5 市と地域包括支援センターの連携

高齢介護課地域支援係は地域包括支援センターとの連携を図るとともに地域包括支援センター間の総合調整及び認知症対応、権利擁護、虐待事例などに関する後方支援、相談・助言等基幹的役割を行います。

IV 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

また、事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして毎年提示します。

(2) 設置場所等

運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）に立って次のとおり事務所を設置します。

名称	担当地区	運営	設置場所	開設日
碧南社協地域包括支援センター	新川・西端	碧南市社会福祉協議会	へきなん福祉センターあいくる内	月～金 年末年始・休日を除く
			西端出張所	月～金 年末年始・休日を除く
碧南東部地域包括支援センター	中央・旭	碧南市社会福祉協議会	東部市民プラザ内	火～土 月曜日が休日の場合は月・火を閉所、年末年始・休日を除く
碧南南部地域包括支援センター	大浜・棚尾	社会福祉法人碧晴会	結いの家ご縁内	月～金 年末年始を除く

※開設時間はいずれも8時30分から17時15分

但し、西端出張所は9時から16時

※開設以外の曜日・時間帯については携帯電話の所持、市時間外受付からの連絡により相談を受ける体制をとります。

(3) 職員体制

碧南社協地域包括支援センター

職種	総数	人数
保健師その他これに準ずる者		1名以上
社会福祉士その他これに準ずる者	5名	1名以上

主任介護支援専門員その他これに準ずる者	1名以上
---------------------	------

※西端出張所は保健師等、社会福祉士の2名配置とする。

碧南東部地域包括支援センター・碧南南部地域包括支援センター

職種	総数	人数
保健師その他これに準ずる者	4名	1名以上
社会福祉士その他これに準ずる者		1名以上
主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1名以上

(4) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

(5) きめ細やかな相談、支援、記録の実施

地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口であり、様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対しては、高齢者自身の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に合ったきめ細やかな相談、支援を実施します。

また、継続性を重視し、高齢者的心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

(6) 地域包括支援センター全体のスキルアップ

職員は相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全員で共有することにより地域包括支援センター全体のスキルアップに努めます。

また、センター業務が一定の運営水準を確保し、地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行えるために市が提示する自己評価を利用して振り返りを行います。

(7) 行政機関との連携強化

地域包括支援センターの業務は多岐に渡り、市の関係部署や保健所、社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図るとともに、市等が主催する会議に積極的に参加し、引き続き相互協力関係を深めていきます。

また、地域包括支援センター職員は地域包括ケア会議を通じて高齢介護課及び健康課職員等と情報交換・個別ケース支援、地域ケア会議により抽出された課題等を検討します。

(8) 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るために、広報へきなんや地区行事等を通じて積極的に広報活動を行います。

(9) 個人情報の保護

地域包括支援センターでは業務上、高齢者の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められます。地域包括支援センターが有する情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないよう情報管

理を徹底します。

(10) 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口を高齢介護課に設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮するものとし、また、一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指すものとします。そのためには、利用者の主体的な取り組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果が期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努めます。また、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を基本とし、利用者の出来る能力を阻害する不適切なサービスを提供しないように配慮します。

ア 実態把握

医療機関や民生委員、健康推進員、居宅介護支援事業所等の介護保険事業者など様々な機関や関係者と連携しながら支援を必要とする高齢者を把握します。

また、75歳になる方を対象としたアンケート調査において地区把握を行い、支援を必要とする高齢者に対して適切な支援を行います。

イ 総合相談業務

複雑かつ多様化しつつある高齢者に関わる相談内容を的確に判断し、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービスにつなげます。

また、介護離職を防ぐため家族介護者の視点を活かした支援に取り組みます。

ウ ネットワーク構築

地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに総合相談、地域ケア会議等を通じて、支援が必要と判断された高齢者を支援するため、既存のネットワークの活用を行うとともに、新たなネットワークの構築に取り組みます。

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の予防活動

高齢者虐待の予防的取り組みとして保健、医療、福祉、介護関係者だけでなく、多くの市民の理解を深めるため、高齢者虐待の実態、通報義務等の対応など啓発活動に努めます。

イ 高齢者虐待の早期発見、早期介入

高齢者本人・家族、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、民生委員、地域住民等多くの方々から寄せられる虐待の通報や相談から事実確認を行い、市の関係部署や外部関係機関と連携を図り、早期発見、早期介入に努めます。またその際にチームアプローチを実践し、虐待の予防・再発防止のための見守り等に取り組

み、改善がみられない場合や、生命の危険性が高く緊急的な対応が必要と判断した場合は、警察等と連携を図りながら被虐待者の支援にあたります。

また、老人福祉施設等への措置が必要な場合は、高齢介護課高齢福祉係等と連携を図り継続的に支援します。

ウ 成年後見制度等の利用支援等

契約や預金等の資産管理、身上監護の相談に対し適切な支援を行うとともに、成年後見支援センター等の利用について、助言や支援を行います。

また、日常生活自立支援事業等、権利擁護を推進するための既存の制度も含めた周知、啓発に努めます。

エ 消費者被害への相談支援

一人暮らし高齢者や高齢者世帯を狙った消費者被害から高齢者を守るため、民生委員、健康推進員、地域住民、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等日頃から高齢者と接する関係者からの情報収集に努めます。さらに消費者センター、弁護士会等の関係機関と連携を図り被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

高齢者の心身の状況等の変化に応じた適切な支援を行うため、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種協働による連携体制を構築します。

また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図り、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントに取り組みます。

これらの取り組みにおいては碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携し、推進します。

イ 介護支援専門員に対する支援

(ア) 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務に関し、専門的見地から個別指導や相談支援を行います。

(イ) 事例検討会、研修会の実施

介護支援専門員全体のスキルアップを図るため、碧南市介護サービス機関連絡協議会や高齢介護課と連携し、事例検討会や研修会を実施します。

(ウ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難なケースについては、主任介護支援専門員が具体的な支援方針を検討しながら助言等を行います。

(エ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携し、地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等、ネットワークの構築を図り活用します。

また、地域の主任介護支援専門員とのネットワークを構築し、介護支援専門員により適切な支援を行えるよう取り組みます。

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業 要支援認定者を除く。）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態等に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。また、高齢者自身が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防や健康の維持・増進に向けた取り組みを行えるよう支援します。

3 地域包括ケアシステム推進体制の構築

(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア、インフォーマルサービス等様々な社会資源と有機的に連携することができる環境整備として、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要となります。

地域における包括的な支援体制を推進するため、地域包括支援ネットワークを構築し高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図るよう努めます。

(2) 介護予防の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により高齢者が生きがいをもつて生活できるよう支援します。

自立支援型カンファレンスを運営し、地域の支援者の自立支援・重度化防止の意識の醸成に取り組みます。

(3) 地域ケア会議

多職種による専門的視点を交え、個別の支援困難事例の課題解決を図り、個別ケースの課題分析等を通じて地域における課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりに取り組みます。また、地域に必要な取り組みを明らかにし、政策形成につなげることを目的とした「地域包括ケア会議」に参加するなど地域ケア会議の推進・充実に努めます。

(4) 在宅医療と介護の連携強化

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、更なる医療と介護の連携強化に努めます。

在宅医療サポートセンターと連携し在宅医療の現状、課題を把握し適切な支援体制を検討します。

(5) 認知症高齢者地域支援体制の構築

認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する理解促進および地域の支援体制強化を図ります。

ア 認知症ケアパスの普及推進

認知症ケアパスを市民、介護事業者、医療従事者に普及・啓発を図ります。

イ 認知症地域支援推進員の配置と認知症初期集中支援チームとの連携

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、高齢介護課地域支

援係に配置する認知症初期集中支援チームと連携し、ケアの向上に取り組みます。また、認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集まり情報交換やリフレッシュの場となる「認知症カフェ」に出向き、相談支援を行うなど認知症やその家族等に対する支援体制の構築に取り組みます。

ウ 認知症高齢者声かけ訓練の実施

地域における見守り体制の構築と、地域住民の認知症への理解を促進するため、地域単位での認知症高齢者声かけ訓練実施に努めます。

(6) 生活支援体制整備事業の実施

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため協議体の設置を通じ高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより多様な主体による生活支援の充実に取り組みます。

また、地域福祉を推進するため地域福祉推進会議に参加します。

取り組みの中で把握した社会資源や生活課題を整理し地域資源の開発やそのネットワーク化につなげます。

(7) 災害時の介護サービスの提供支援

大規模災害時のサービス利用者の安否確認及び必要な介護サービスの提供について碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携してその体制の構築に取り組みます。

4 指定介護予防支援

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状況、環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。また適切にモニタリングや評価を行い、インフォーマルサービスを含めた効果的なサービス利用を継続的に支援します。

また、指定介護予防の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合には、委託先の事業所を公平中立に選定することとし、適切な業務が行われるよう担当介護支援専門員に対し助言、指導等を行います。

主任介護支援専門員は、ケース担当者の自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが遂行できる体制をとります。

5 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業（要支援認定者に限る。））

要支援者に対して、介護予防及び日常生活の自立支援を目的として、その心身の状態等に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

なお、この事業は、指定介護予防支援と包括的支援事業とを一体的に行います。

第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所の選定について

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	人 員 配 置	當 業 日	R3年度実績 延べ契約数 12月末まで	R4年度実績 延べ契約数 12月末まで
1 (福)碧晴会	居宅介護支援事業所結いの家ご様	碧南市	介護サービス 介護専門員4名(常勤専従3名、管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/31～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	348	72
2 (福)愛生館	ケアアラジンセンターひまわり	碧南市	介護サービス 介護専門員10名(常勤専従1名、管理者兼務2名、管理職者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/31～1/3)を除く 午前8時45分～午後5時45分	263	126
3 (医)十善会	居宅介護支援事業所サンプラトー	碧南市	介護サービス 介護専門員13名(常勤専従10名、非常勤2名、管理職者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	102	65
4 ふれあいち中央農業協同組合	JJAあいち中央アラジンセンター碧南	碧南市	介護サービス 介護専門員6名(常勤専従3名、非常勤3名、管理職者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	0	0
5 (有)沢井看護サービス	ひなた居宅介護支援事業所	碧南市	介護サービス 介護専門員4名(常勤専従1名、管理職者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	50	31
6 (医)堀尾医院	居宅介護支援事業所よろづや	碧南市	介護サービス 介護専門員1名(常勤専従1名、管理職者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/31～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	21	16
7 碧南市	碧南市居宅介護支援事業所	碧南市	介護サービス 介護専門員1名(常勤専従3名、管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分から午後5時30分	273	46
8 (福)長寿会	碧南市みどり居宅介護支援事業所わっぽ	碧南市	介護サービス 介護専門員4名(常勤専従3名、管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	231	164
9 (株)輪	居宅介護支援事業所わっぽ	碧南市	介護サービス 介護専門員3名(常勤専従1名、管理職者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	43	42
10 (株)ケアマネージメント	ハートナーケア浜浜	高浜市	介護サービス 介護専門員1名(常勤専従1名、管理職者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	0	0
11 (食)四ツ葉のクローバー	クローバーケアアラジンセンター	高浜市	介護サービス 介護専門員3名(常勤専従1名、管理職者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時～午後5時	0	0
12 (同)ちせい、	ケアアラジン ひびき	高浜市	介護サービス 介護専門員10名(常勤専従3名、常勤兼務5名、管理職者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/28～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	37	17
13 (特非)ふれあいサポート	ケアアラジンセンターふらっと	西尾市	介護サービス 介護専門員2名(非常勤専従1名、管理職者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/31～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	—	6
14 (同)Y&Kグループ	居宅介護支援事業所えざか・福祉かふえ	安城市	介護サービス 介護専門員2名(常勤専従1名、管理職者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始等を除く 午前9時～午後5時	—	32